

令和5年度喜多方市下水道事業経営等審議会
(第4回会議資料)

- 1 第1回～第3回審議会の概要(P1)**
- 2 使用料適正化(案)の概要(P8)**
- 3 使用料体系の検討方針(P15)**
- 4 使用料体系の見直し(P17)**
- 5 使用料適正化案(まとめ)(P20)**

令和6年2月14日

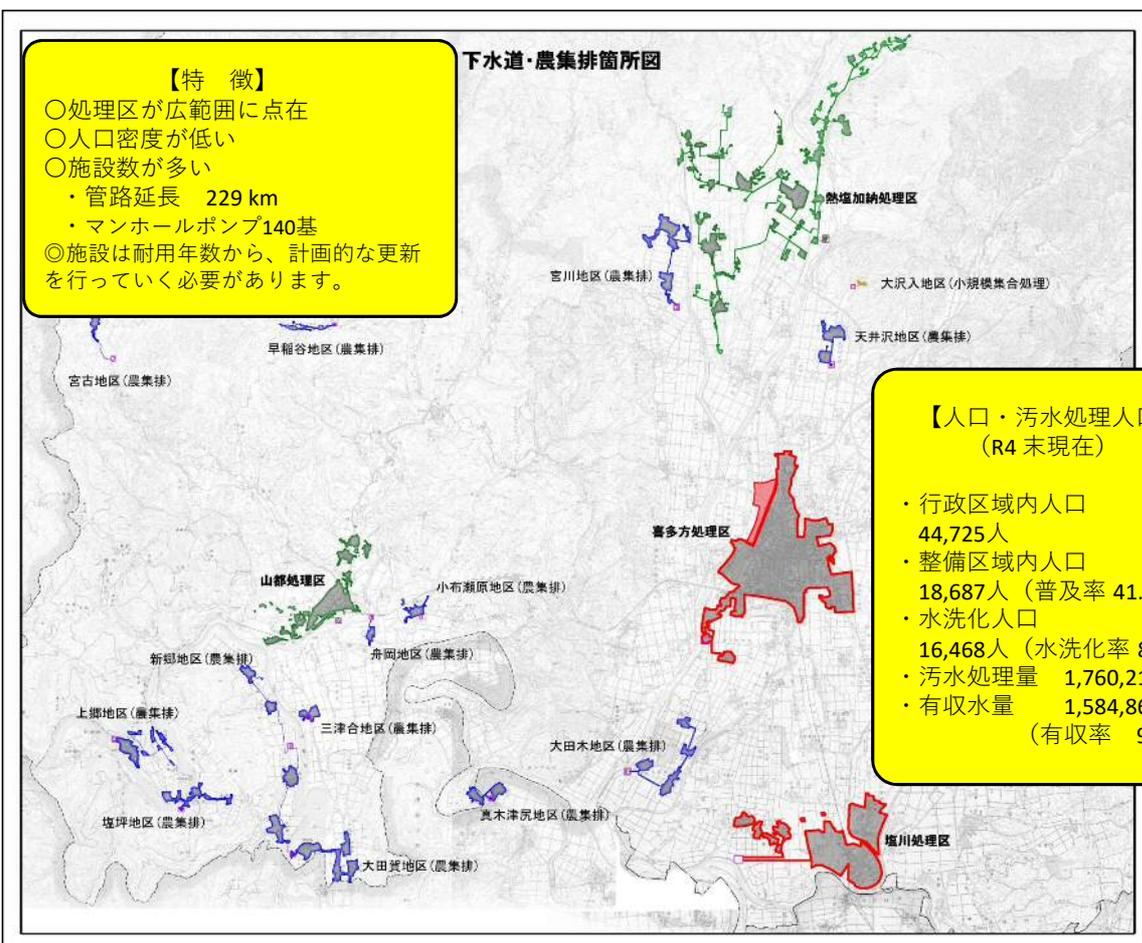
1. 第1回～第3回審議会の概要

1.1 喜多方市の下水道事業 (第1回)

本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」「農業集落排水事業」、「小規模集合排水処理事業」の4事業で展開しています。

令和2(2020)年4月1日から、地方公営企業法の適用を受ける公営企業(公営企業会計「喜多方市下水道事業会計」)に移行しています。

1 公共下水道事業(計2処理区) H5.10.1～ 供用開始	
喜多方処理区、塩川処理区	喜多方処理区拡張事業実施中
2 特定環境保全公共下水道事業(計2処理区) H15.3.31～ 供用開始	
熱塩加納処理区、山都処理区	熱塩加納地区、五目山地区簡易排水事業の統合(共同化)を実施
3 農業集落排水事業(計13処理区) S60.7.1～ 供用開始	
喜多方地区(計2処理区)	天井沢・中村処理区、真木・津尻処理区 (真木・津尻処理区の共同化を実施)
熱塩加納地区(計1処理区)	宮川処理区
塩川地区(計1処理区)	大田木処理区
山都処理区(計5処理区)	堰沢処理区、舟岡処理区、小布瀬原処理区、宮古処理区、早稲谷処理区
高郷地区(計4処理区)	上郷処理区、新郷処理区、大田賀処理区、塩坪処理区
4 小規模集合排水事業(計1処理区) H15.4.1～ 供用開始	
喜多方地区(計1処理区)	大沢入処理区



1.2 下水道事業の経営の原則 (第1回)

下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用され、経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則となっています。



事業	経費	備考
雨水	公費 (補助金)	雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶため、公費による負担としています。
汚水	私費 (下水道使用料)	汚水は受益者が明らかなことから、私費による負担としています。

■下水道事業の費用

下水道事業の費用は、大きく「維持管理費」と「資本費」に分けられます。汚水に係る維持管理費及び資本費が、下水道使用料対象経費となります。

- (1) 維持管理費 下水処理施設の運転・維持管理に要する費用
- (2) 資本費 下水道施設等の整備に要する費用

1.3 本市の経営状況 (第1回・第2回)

- (1) 汚水を処理する費用に対する有収水量1m³あたりの汚水処理原価 242.8円/m³ ①
 - (2) 使用料収入に対する有収水量1m³あたりの使用料単価 173.2円/m³ ②
- ②-①=△69.6円≒△70円

※汚水1m³の処理に、現在の使用料(単価)収入だけでは約70円/m³が不足しており、汚水私費の原則から不足分70円は使用料で賄わなければなりません、本市では下図のように一般会計からの基準外繰入金により補填している状況です。

■単(原)価でみる経営状況

費用	汚水処理原価 242.8円/m ³ ①
収益	使用料単価 173.2円/m ³ ②
	不足額 70円/m ³

■費用区分に対する収益の内訳でみる経営状況

費用	私費負担分 (汚水：維持管理費)	公費負担分 (雨水、汚水：維持管理費)
収益	使用料収入	基準内繰入金 (国からの財源：地方交付税対象)
	基準外繰入金 (一般会計の財源)	
	一般会計繰入金	

◎ 費用の抑制、効率的な運営に向けた取組 (検討中、今後の予定含む)

- ・ 人件費の抑制 (職員数の減、超過勤務の縮減) ・ 収納業務委託、施設維持管理の包括的民間委託
- ・ 汚水処理構想の見直し ・ 全体計画の見直し (将来的に集合処理が有利である区域を計画区域とした)
- ・ 汚泥処分費の削減 ・ し尿処理受入れ検討 ・ 施設用地の貸出による収入の確保
- ・ 建設コストの縮減 (管路口径の見直し、小型マンホール採用、建設発生土の流用、再生骨材の採用等)

1.4 下水道使用料の状況

(第1回・第3回)

下水道使用料は、平成18年の市町村合併により旧市町村から引き継いだ使用料体系を平成21年10月に統一し市民負担の公平を図りました。

平成21年の改定以降、消費税法改正による使用料改定以外は使用料の改定を行っていないため一般会計繰入金に依存した経営状況となっています。



【基本使用料について】

基本使用料は、基本水量 (0.5・6・10 m³) の有無や汚水量の多寡に関わらず発生する検針業務や収納業務を賄うための費用に充てるための使用料となります。過年度の平均水道使用量調査において、1人あたりの1月平均使用量が6.2m³のため、6m³と設定しています。

【使用料体系について】

基本使用料制と従量使用料制の二部使用料制を採用

●水道水を使用する場合

水道水の使用水量を汚水量としています。

下水道使用料 (消費税等10%込み)

基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)	
942円 (6m ³ 含む)	7~10m ³	167円
	11~20m ³	178円
	21~30m ³	188円
	31~50m ³	209円
	51~100m ³	231円
	101~300m ³	251円
	301m ³ ~	272円

【下水道使用料 (税抜) の推移】

令和2年度	令和3年度	令和4年度
257,500千円	262,370千円	274,519千円

【繰入金対料金収入比率 (公共下水道) の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
喜多方市	312%	297%	262%
全国平均	147%	140%	-
県平均	162%	161%	-

(雨水処理負担金を除いた) 一般会計からの繰入金①と下水道使用料収入②の比率 ①/② (%)

○地方公営企業法を適用している県内自治体 (18団体) の基本使用料と基本使用料割合の比較 (20m³使用の場合)

(税込)

ランク	市町村名	基本水量 (m ³)	基本使用料 (A)	従量使用料 (B)	使用量合計 (A)+(B) = (C)	基本使用料割合 (A)/(C) = (D)	備考
1	会津美里町	0	3,300	※2 1,650	4,950	66.7%	1人550円
2	西会津町	10	2,310	2,420	4,730	48.8%	
3	三春町	0	2,200	2,695	4,895	44.9%	基本水量なし
4	田村市	10	2,090	2,090	4,180	50.0%	
5	南会津町	10	2,090	2,090	4,180	50.0%	
6	いわき市	10	1,674	1,826	3,500	47.8%	
7	須賀川市	0	1,562	1,628	3,190	49.0%	
8	本宮市	10	1,540	1,705	3,245	47.5%	
9	伊達市	10	1,518	1,815	3,333	45.5%	
10	猪苗代町	10	1,430	1,628	3,058	46.8%	
11	会津若松市	10	1,430	1,430	2,860	50.0%	
12	西郷村	10	1,320	1,430	2,750	48.0%	
13	郡山市	10	1,306	1,760	3,066	42.6%	
14	南相馬市	5	1,265	1,669	2,934	43.1%	
15	白河市	10	1,265	1,573	2,838	44.6%	
16	福島市	10	1,210	1,650	2,860	42.3%	
17	喜多方市(現行)	6	942	2,448	3,390	27.8%	
18	二本松市	0	715	1,733	2,448	29.2%	※3
19	相馬市	5	660	2,200	2,860	23.1%	
18団体平均			1,657	1,969	3,626	45.7%	
類似団体(5団体)平均			1,800	1,893	3,693	48.7%	

【基本使用料】

自治体により、経営状況や使用分布等が異なるため、一概に比較は出来ませんが、本市は平成21年以降使用料の見直しを行っていないため、基本使用料 (※消費税率改定除く) が据え置かれている状況です。

※2 会津美里町は基本使用料と人数割を採用しているため3人使用時の使用料としている。

※3 二本松、岳地区は基本水量なし。安達地区は基本水量5m³。

1.5 経営指標「経費回収率」

(第1回)

経費回収率は、**汚水処理費を下水道使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標**です。本指標が100%を下回っている場合、汚水処理費の財源として、下水道使用料以外の収入（一般会計繰入金等）が充てられていることを示しています。

$$\text{※経費回収率（％）} = \text{下水道使用料} / \text{汚水処理費}$$

【本市の指標】

本市の経費回収率は、直近の令和4年度で**下水道事業全体で71.3%**となっています。
〔令和3年度は 67.7%〕

1.6 下水道使用料のあり方検討

(第2回・第3回)

1.6.1 使用料算定期間

国では、概ね将来の3年～5年を基準に使用料を設定することが妥当としており、経営戦略において、令和5～6年度に適正な使用料のあり方の検証を行うとしています。

令和7年度から11年度までの**5年間**を算定期間とします。

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
	2022	2022	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
国の考え方	○企業会計に移行した団体 令和2年度以降少なくとも5年に1回の頻度で、使用料改定の必要性に関する検証を行う													
経営戦略			改定	→				改定	→					
適正な使用料のあり方の検証				検証			算定期間(R7～R11)				検証			算定期間(R12～)

1.6.2 使用料対象経費

- (1) 使用料対象経費 A
 - ①維持管理費の全て
 - ②資本費の3割（減価償却費（長期前受金戻入を除く）と企業債支払利息）
- (2) 使用料対象経費 B
 - ①維持管理費の全て

※財政目標として、収益的収支で**単年度黒字**の維持。安定経営に必要な資金として、令和4年度の実績から**194,200千円以上の資金を確保**することとしました。

◎用語

- ・維持管理費 汚水処理などに係る費用で、処理場の運転管理業務委託、水質分析、汚泥の運搬費及び処分費、施設の燃料費、光熱水費、薬品費、修繕費、使用料収納経費、職員の人件費など
- ・資本費 下水道施設等の整備費用である「資本費」の一部を国では使用料対象経費とすべきとしている。ここでは減価償却費、企業債支払利息を対象経費とする。
- ・減価償却費 下水道施設の経年劣化を踏まえた価値減少分の費用（現金を伴わない支出）
- ・長期前受金戻金 資産の取得時に交付される補助金等（長期前受金）を減価償却に対応して収益化したもの（現金を伴わない収益）

1.6.3 経費回収率（100%）と適正化率

【意見】

資本費までを経費の対象とすることで、適正化率89.9%は現実的でない数値となっている。

- (1) 使用料対象経費 A（経費回収率 100%）
○維持管理費と資本費を使用料対象経費とした場合

現状の下水道 使用料収入①	使用料対象経費②	収支過不足額 ①－②	適正化率
1,338,995千円	2,542,946千円	△1,203,951千円	89.9%

R7～R11の5年間合計

①使用料収入で②経費を賄うためには、89.9%の適正化率が必要となる。水洗化人口一人あたり約1,200円の増加

【意見】

段階的に見直しをすることもあり方の検討である。⇒経費回収率の見直しへ

- (2) 使用料対象経費 B（経費回収率 100%）
○維持管理費のみを使用料対象経費とした場合

現状の下水道 使用料収入①	使用料対象経費②	収支過不足額 ①－②	適正化率
1,338,995千円	1,962,990千円	△623,995千円	46.6%

使用料対象経費の見直し

①使用料収入で②経費を賄うためには、46.6%の適正化率が必要となる。水洗化人口一人あたり約600円の増加

※使用料対象経費の見直し（人件費、動力費など）を行い、再算定を行いました。

- 維持管理費のみを使用料対象経費とした場合

区分	現状の使用料収入①	使用料対象経費②	収支過不足額①－②	適正化率
見直し前	1,338,995千円	1,962,990千円	△623,995千円	46.6%
見直し後	1,338,995千円	1,847,446千円	△508,451千円	38.0%
差額	0	△115,544千円	115,544千円	△8.6%

①使用料収入で②経費を賄うためには、38.0%の適正化率が必要となる。水洗化人口一人あたり約500円の増加

1.6.4 経費回収率（87%）と適正化率

【意見】

適正化率は適切であるが、経費回収率87%の根拠が不適切である。

⇒経費回収率の根拠の見直しへ

- 維持管理費の87%分を使用料対象経費とした場合

現状の使用料収入①	使用料対象経費②	使用料収入 の目標③	現状使用料収入と今回目標 とする使用料収入との差額 ①－③	適正化率
1,338,995千円	1,847,446千円	1,607,278千円 ②の87%	△268,283千円	20.0%

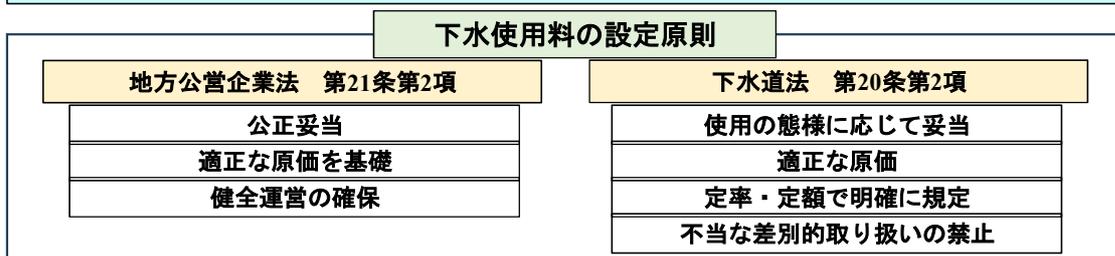
87%の根拠

県内の地方公営企業法を適用している類似5団体の経費回収率の平均を当面の目途とした。

②使用料対象経費の87%（経費回収率）を賄うためには、現状の使用料収入から20%の適正化率が必要となる。水洗化人口一人あたり約300円の増加

1.7 使用料体系の検討

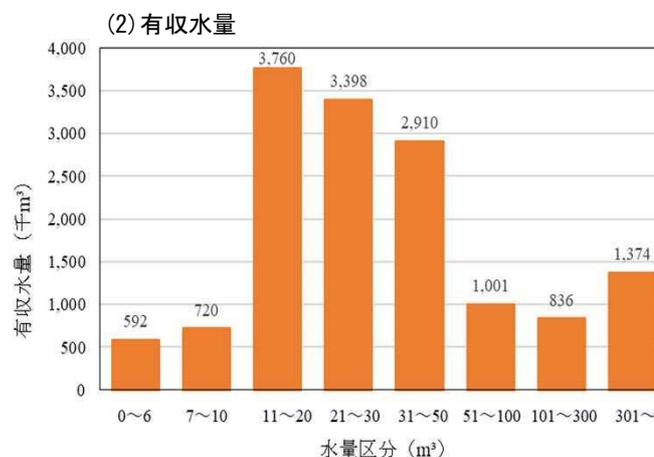
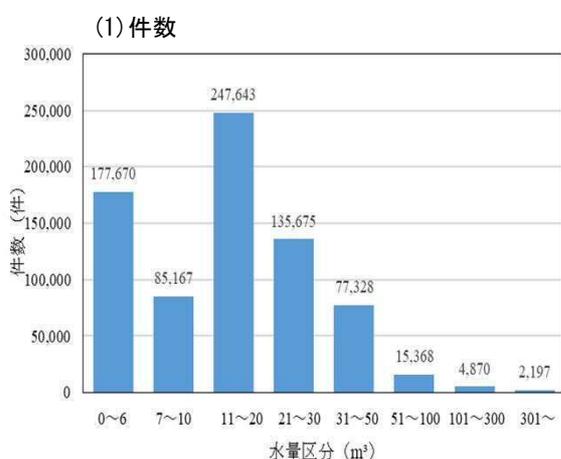
(第3回)



1.7.1 現行の使用料体系の特徴と検討方針

●下水道の使用分布状況(平成25年から令和4年度までの10年間)

- (1) 件数 11~20 m³の区分が全体の約3割、50m³までで全体の約97%、51 m³以上の使用者は非常に少ない。
- (2) 有収水量 11~30 m³の区分で全体の約5割、50m³までで全体の約78%
- (3) 使用料収入の割合 基本使用料分が約26%、従量使用料分が約74%



●検討方針(水量区分、基本水量、検討の視点等)

水量区分は、現行の水量区分が定着しており、過去10年間の有収水量の分布からも10m³までの2区分、50m³までの3区分、51m³以上の3区分が概ね均等に配分できているため、**現行の体系を踏襲**します。基本水量(6m³)も1人あたりの実績と整合しており、水道水以外の水を使用する方の認定水量も現行のとおり1人あたり6m³を認定水量とします。

検討の視点	検討の方向性	考え方	具体的な検討
負担の公平性	負担の公平性を確保した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと ・使用者数の少ない大口使用者にも考慮をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・累進度は現行を維持または小さくする
経営の安定性	経営環境の変化に対応した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少に影響を受けにくい使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料を適正な価格とし、安定した収入を図る ・多くの使用者から広く負担をいただき不公平感の少ない使用料体系とする
使用者への配慮	過度な負担にならない使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者に対し急激な負担増とならないようにする ・少量使用者に考慮した使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を設け少量使用者の負担を抑える ・基本水量は現行の水量(6m³)とする(6m³≒16.1m³(R4末口径13, 20mmの水道平均水量)/2.7人(平均世帯人数))

1.7.2 使用料対象経費の分解

使用料対象経費1,847,446千円の内訳

- (1) 需要家費 (検針、収納業務等) 130,748千円
- (2) 固定費 (人件費、施設の運転管理費等) 1,387,731千円
- (3) 変動費 (動力費、薬品費等) 328,967千円

算定要領の考え方では、需要家費と固定費の全部を「基本使用料」で賄うとすれば、基本使用料が高額となるため、**固定費を基本使用料と従量使用料に配賦し軽減を図るとされています。** (単位：千円)



区分	項目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費			
					需要家費	固定費	変動費	
資本費		3,655,877	1,722,690	1,933,187	0	0	0	
維持管理費		1,880,191	0	32,745	1,847,446	130,748	1,387,731	328,967
資産維持費		0			0			
計		5,536,068	1,722,690	1,965,932	1,847,446	130,748	1,387,731	328,967

二部使用料制 ⇒

基本使用料

従量使用料

1.7.3 使用料体系 (案) について

設定原則から、4案(基本使用料2案×従量使用料2案)を提示し適正化案を提案しました。

見直し案		基本使用料	
		施設の利用状況に基づく設定①	現行の基本使用料の割合に基づく設定②
従量使用料	50m ³ を境に現行の負担割合を踏襲A	使用料体系①-A	使用料体系②-A
	現行の従量使用料より算定B	使用料体系①-B	使用料体系②-B

基本使用料
①固定的経費の30%を配賦
②現行の基本使用料の割合 25%

従量使用料
A 50m³を境に現行の負担割合を踏襲
B 現行の従量使用料より算定

使用料体系①		現行	①-A			①-B		
			使用料	差額	適正化率	使用料	差額	適正化率
基本使用料	使用料(円/6m ³)	856	1,320	464	54%	1,320	464	54%
	基本単価(円/m ³)	143	220	77	54%	220	77	54%
従量使用料(円/m ³)	7 ~ 10	152	165	13	9%	165	13	9%
	11 ~ 20	162	175	13	8%	175	13	8%
	21 ~ 30	171	190	19	11%	185	14	8%
	31 ~ 50	190	205	15	8%	205	15	8%
	51 ~ 100	210	220	10	5%	225	15	7%
	101 ~ 300	228	240	12	5%	245	17	7%
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.18			1.20		
	最大超過/最小超過	1.63	1.58			1.61		

◎適正化案について
基本使用料により広くご負担をいただき、従量使用料の上り幅を抑えることにより水需要の減少による影響を軽減した「①-A案」を適正化案として提案しました。



【意見】
適正化率50%を超えるのは適切でない。⇒ 再検討

【意見】
従量使用料は、累進度を踏まえ区分の適正化率は均等になるよう検討すべきである。
⇒ 再検討

【意見】
最も使用者の多い20m³以下の適正化率が高いので、再検討が必要である。

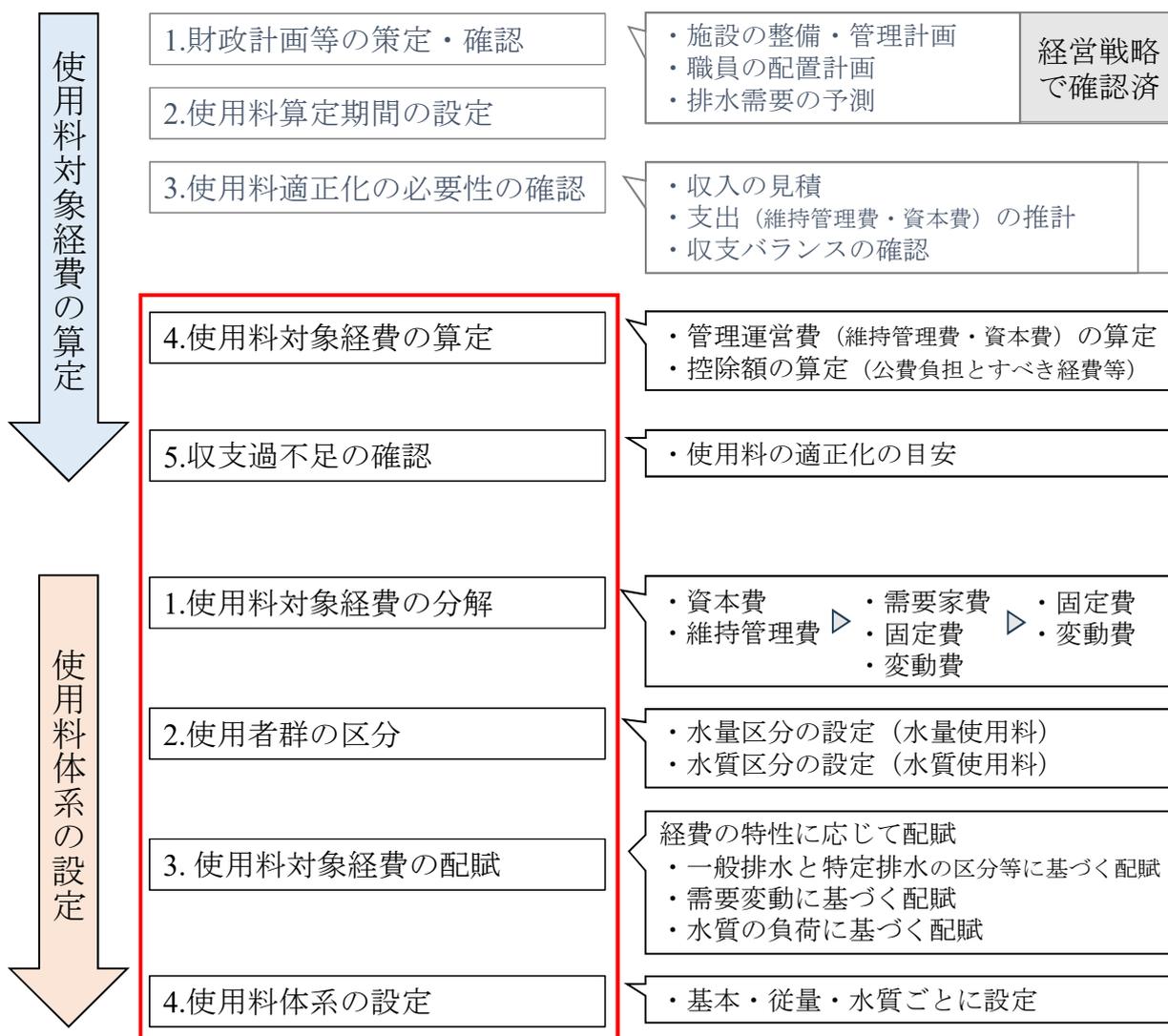
使用料体系②		現行	②-A			②-B		
			使用料	差額	適正化率	使用料	差額	適正化率
基本使用料	使用料(円/6m ³)	856	1,120	264	31%	1,120	264	31%
	基本単価(円/m ³)	143	187	44	31%	187	44	31%
従量使用料(円/m ³)	7 ~ 10	152	180	28	18%	175	23	15%
	11 ~ 20	162	190	28	17%	190	28	17%
	21 ~ 30	171	205	34	20%	200	29	17%
	31 ~ 50	190	220	30	16%	220	30	16%
	51 ~ 100	210	235	25	12%	245	35	17%
	101 ~ 300	228	255	27	12%	265	37	16%
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.47			1.53		
	最大超過/最小超過	1.63	1.53			1.63		

2. 使用料適正化（案）の概要

2.1 検討フロー

使用料適正化の検討は以下のフローにより行います。第3回審議会に引き続き第4回審議会では、赤枠で記載している箇所を確認し、**現状の財政見通しに基づき、適正な下水道使用料を検討**してまいります。

今回、第3回審議会でのご意見を踏まえ経費の算定見直しを行いました。



第4回審議会審議内容

出典：日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方_2016年度版」

2.2 使用料対象経費の算定（見直し）

①検討の経緯

これまでの審議会での検討内容を以下に示します。

第2回審議会では「独立採算の原則」及び「汚水私費の原則」に基づき、維持管理費の経費回収率100%を目指すことを提案しましたが、経費の全額を一度に賄うことは使用者への影響が大きくなることから再検討することになりました。

第3回審議会では、経費回収率を段階的に見直すこととし、「公共下水道の類型区分が同様の県内5団体の経費回収率の平均値87%」を目指すことを提案しましたが、類型団体5団体の経費回収率の差が大きいことから目標値を再検討することになりました。

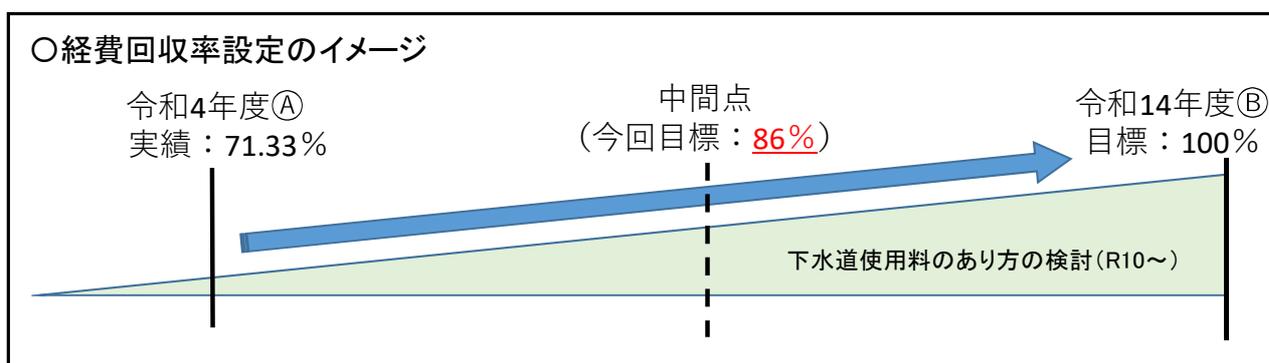
項目	適正化案	概要	平均適正化率 1人当たりの 増加額	意見
第1回	下水道事業経営のあり方と本市の現状から下水道使用料の適正化の必要性を確認			
第2回	維持管理費及び資本費を使用料対象経費とした場合① (経費回収率100%)	国が示す本来含めるべき経費全てを使用料対象経費としたもの。 資本費までを対象とする高い目標で事業運営を行っていくもの。	89.9% 1,200円	使用料対象経費の全額を下水道使用料で補うことは、経営の改善につながり将来的にも安定したサービスを供給するために必要であるが、経費の全額を一度に賄うことは使用者への影響が大きくなるため、市と使用者の両面の視点に立った検討が必要。
	維持管理費のみを使用料対象経費とした場合② (経費回収率100%)	維持管理費のすべてを使用料対象経費としたもの。事業運営を行っていくためには最低限必要となるもの。	46.6% 600円	
第3回	維持管理費のみを使用料対象経費とした場合① (経費回収率100%)	同上 一部財政計画の見直しあり	38.0% 500円	②について類似団体の経費回収率の差が大きく平均値とする意味合いがなく再検討が必要。 → 再検討した内容をP15で説明させていただきます。
	維持管理費のみを使用料対象経費とした場合② (経費回収率87%)	使用者の負担を考慮し、公共下水道の類型区分が同様の県内5団体の経費回収率の平均値87%を目指すもの。 (県内の地方公営企業法を適用している18団体の経費回収率の平均値である90.55%を目標に検討を行ったが平均適正化率が25%となり使用者への影響が大きいと判断した)	20.0% 300円	

②検討内容

令和4年度に策定した喜多方市下水道事業経営戦略では、令和14年度までに経費回収率を100%にする目標を掲げており、5年ごとに下水道使用料のあり方の検討を行うこととしています。

このため、段階的に適正化を目指していくこととしていますので、目標とする経費回収率の中間点を今回の適正化目標と位置付け、使用料の設定を行います。

目標とする経費回収率が100%であり、直近の令和4年度の経費回収率が71.33%であるため、中間目標値として経費回収率(今回目標値)を86%と設定します。



- ・直近の経費回収率（令和4年度）：71.33%①
- ・令和14年度目標経費回収率：100%②
- ・目標とする経費回収率： $(\text{①}-\text{②}) \div 2 + \text{②} = 85.67\% \div 86\%$ （経費回収率目標）

※目標とする経費回収率86%は、第3回審議会で提示しました令和3年度の公共下水道の類型区分が同じである福島県内5自治体の経費回収率の平均値とも近い値となります。

③経費回収率86%とした場合の使用料対象経費と平均適正化率

- ・維持管理費を全て賄う場合の使用料対象経費：1,847,446千円③
- ・経費回収率86%とした場合の使用料対象経費：③×経費回収率86%
=1,588,804千円④
- ・平均適正化率：④÷現状での使用料収入1,338,995千円=1.187÷18.7%

④まとめ

今回の下水道使用料の適正化では、目標とする経費回収率の中間点である経費回収率86%を目指し、段階的に検討を行っていきます。

経費回収率86%を達成するには、平均適正化率を18.7%とする必要があります。

○経費回収率：86%

○平均適正化率：18.7%

2.3 経費回収率（案）（今回86%として再設定）

(1) 使用料対象経費の算定

(ア) 収支の見積

(単位：千円)

区 分		年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
収 入	1. 収 入							
	料 金 収 入		314,968	315,599	317,497	319,408	321,333	1,588,805
	控除項目	他 会 計 補 助 金	439,657	438,761	439,923	440,317	442,645	2,201,303
		長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	1,722,690
		そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	23,270
	収 入 計 (A)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068	
支 出	1. 維 持 管 理 費		372,791	373,524	375,731	377,953	380,192	1,880,191
	(1) 職 員 給 与 費		58,046	58,046	58,046	58,046	58,046	290,230
	(2) 動 力 費		65,243	65,243	65,700	66,159	66,622	328,967
	(3) 修 繕 費		9,738	9,817	9,885	9,955	10,025	49,420
	(4) 材 料 費		120	120	120	120	120	600
	(5) そ の 他		239,644	240,298	241,980	243,673	245,379	1,210,974
	2. 資 本 費		726,490	726,362	730,975	733,939	738,111	3,655,877
	(1) 減 価 償 却 費		637,371	643,497	653,874	662,452	670,013	3,267,207
	(2) 支 払 利 息		89,119	82,865	77,101	71,487	68,098	388,670
	支 出 計 (B)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	5,536,068	
当年度純利益（又は純損失）(A)-(B)			0	0	0	0	0	0

※1

※1 「(5)その他」の内訳は、施設の運転管理費、汚泥の運搬費・処分費、使用料収納経費等の委託料外です。

(イ) 使用料対象経費

(単位：千円)

項目	経費	長期前受金戻入	その他控除額	使用料対象経費
維持管理費	1,880,191	—	32,745	1,847,446
資本費	見込まない	—	—	—
資産維持費	見込まない	—	—	—
計	1,880,191	0	32,745	1,847,446

(ウ) 収入の過不足額

区分	現状の使用料収入④	使用料収入の目標⑤	収入の過不足額 ④－⑤	平均 適正化率
見直し後	1,338,995千円	1,588,804千円	△249,809千円	18.7%

令和7年度から11年度までの5年間の維持管理費に対する使用料対象経費は1,847,446千円となります。経費回収率86%を達成する場合、使用料対象経費のうち**使用料収入は1,588,804千円以上（＝1,847,446千円×86%）が目標**となります。使用料収入が現状の1,338,995千円から1,588,804千円となることから、現行の下水道使用料から**平均適正化率 18.7%の負担をお願いする必要があり、水洗化人口1人あたりに換算すると月額 約250円の増加**となります。

(2) 財政の見通し

【収益的収支】

収益的支出は、物価高騰に伴う物件費の上昇や減価償却費の推移により増加傾向となっています。使用料収入は経費回収率を86%とすることで、現在の下水道使用料収入と比較して年間約5,000万円の増収となりますが、それでも維持管理費を100%賄っていないため、年間で約5,100万円の基準外繰入金により収支を保っています。

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的 収 入	1. 収 入						
	(1) 料 金 収 入	314,968	315,599	317,497	319,408	321,333	
	(2) 他 会 計 補 助 金	439,657	438,761	439,923	440,317	442,645	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入	340,002	340,872	344,632	347,513	349,671	
	(4) そ の 他	4,654	4,654	4,654	4,654	4,654	
	収 入 計 (A)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303	
	支 出	1. 維 持 管 理 費	372,791	373,524	375,731	377,953	380,192
		(1) 職 員 給 与 費	58,046	58,046	58,046	58,046	58,046
		(2) 動 力 費	65,243	65,243	65,700	66,159	66,622
		(3) 修 繕 費	9,738	9,817	9,885	9,955	10,025
		(4) 材 料 費	120	120	120	120	120
		(5) そ の 他	239,644	240,298	241,980	243,673	245,379
		2. 資 本 費	726,490	726,362	730,975	733,939	738,111
		(1) 減 価 償 却 費	637,371	643,497	653,874	662,452	670,013
		(2) 支 払 利 息	89,119	82,865	77,101	71,487	68,098
		(3) そ の 他	0	0	0	0	0
支 出 計 (B)	1,099,281	1,099,886	1,106,706	1,111,892	1,118,303		
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (D)		0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (E)		0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (D)-(E) (F)		0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (C)+(F)		0	0	0	0	0	

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
使用料		314,968	315,599	317,497	319,408	321,333
汚水処理費（維持）		366,242	366,975	369,182	371,404	373,643
経費回収100%不足額		△ 51,274	△ 51,376	△ 51,685	△ 51,996	△ 52,310
経費回収率		86.0%	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%

【資本的収支】

資本的収入及び支出ともに減少傾向で推移しています。収支の不足は、補填財源により賄っており、資金残高は、計画上目標としている194,200千円以上を維持しています。

資金残高を維持するため企業債償還金に対し基準外繰入金を行っており、繰入金対基準外繰入金比率は5年平均で33.0%となっています。令和4（2022）年度は47.4%となり、基準外繰入金は削減される見通しとなっています。

(単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		区	分					
資本的 収入 支出	収入	1. 企業債		539,800	530,800	476,400	458,300	440,300
		2. 他会計出資金		182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
		3. 国（都道府県）補助金		268,870	268,870	233,947	243,220	243,220
		4. 工事負担金		23,150	23,150	23,150	23,150	23,150
		計 (A)		1,014,721	1,008,381	918,122	908,852	879,155
	支出	1. 建設改良費		736,000	733,000	660,000	679,000	676,000
		2. 企業債償還金		576,090	578,006	567,364	544,791	523,497
		計 (B)		1,312,090	1,311,006	1,227,364	1,223,791	1,199,497
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (A)-(B) (C)		297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
		補填財源 (D)		297,369	302,625	309,242	314,939	320,342
補填財源不足額 (C)-(D) (E)			0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (F)			0	0	0	0	0	
企業債残高 (G)			7,010,311	6,963,105	6,872,141	6,785,650	6,702,453	
資金残高			194,200	194,200	194,200	194,200	194,200	

(単位：千円)

区 分		年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		区	分					
収益的収支分				439,657	438,761	439,923	440,317	442,645
	うち基準内繰入金			388,383	387,385	388,238	388,321	390,335
	うち基準外繰入金			51,274	51,376	51,685	51,996	52,310
資本的収支分				182,901	185,561	184,625	184,182	172,485
	うち基準内繰入金			33,339	33,733	29,428	25,239	21,203
	うち基準外繰入金			149,562	151,828	155,197	158,943	151,282
合計				622,558	624,322	624,548	624,499	615,130
繰入金対基準外繰入金比率(%)				32.3	32.5	33.1	33.8	33.1

2.4 適正化案（まとめ）

「独立採算制の原則」及び「汚水・私費の原則」に基づく経費回収率を100%にするためには、現行より平均で38%の適正化を図ることが必要とされていますが、第2回審議会において、現行の使用料と比較し下水道利用者への影響が大きいとのご意見を頂きました。

令和4年度に策定した喜多方市下水道事業経営戦略では、令和14年度までに経費回収率を100%にする目標を掲げており、5年ごとに適正な下水道使用料のあり方の検討を行うことが計画されています。

このため、段階的な検討（利用者に対する影響の緩和）として、目標とする経費回収率の中間点を当面の目途とし、平均適正化率について以下のように提案いたします。

○**経費回収率86%を当面の目途**とし、

○**平均適正化率を18.7%**とするものです。

平均適正化率を18.7%に設定する一方で、今後も自主財源の確保や経営の改善を進めるために、**広域し尿処理の受け入れによる収入確保の検討**を令和6年度から喜多方広域市町村圏組合や関係自治体と協力して行います。

今後も引き続き、効率的な施設運営による経費の削減、未利用地を有効活用した財産収入、職員一丸となった加入促進による使用料収入の確保などにより経費回収率の向上を図ってまいります。

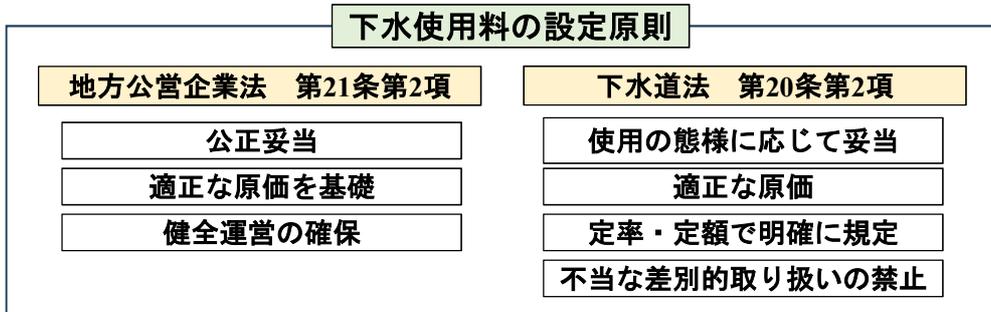
■適正化案

現状の使用料収入 1,338,995千円	平均 適正化率 18.7%	5年ごとの適正な使用料のあり方の検討
経費回収率86%を達成する場合 1,588,804千円以上		
使用料対象経費 1,847,446千円		

3. 使用料体系の検討方針

3.1 設定原則

使用料体系とは、使用料対象経費を個々の使用者に対してどのように配賦し、負担していただくかを体系化したものです。設定の原則は以下のとおりです。



3.2 現行の使用料体系の特徴

現行の使用料体系の特徴は次のとおりです。

現行の特徴	
特徴1：累進使用料制の採用 理由 ・累進使用料制は、元々急激な人口増加や高度経済成長への対応として導入され、多量に水を使用する事業者に対して、使用の抑制を目的としていました。しかし、当初の目的は薄れており、多量に水を使用する方に対し不公平が生じています。 ・累進度を高く設定すると多量に水を使用する方の利用状況に大きな影響をあたえる使用料体系となります。 対応 ・小口使用者の低廉性維持のため廃止には至りませんが、 <u>現行から累進度を維持または、小さくできるように改善を図ります。</u>	特徴2：基本使用料の設定額 理由 ・原則として、固定的経費は基本使用料と従量使用料で賄うものとされています。 ・安定的な事業運営を行うためには全ての使用者から均等に負担していただくことが重要となります。 対応 ・固定費の全てを基本使用料で賄えば小口使用者の負担が重くなるため、 <u>固定費の一部を基本使用料の対象とします。</u>

3.3 水量区分と基本水量

水量区分と基本水量については以下のとおりです。

①**水量区分**については、現行の水量区分が定着しており、過去10年間の有収水量の分布からも10m³までの2区分、50m³までの3区分、51m³以上の3区分が概ね均等に配分できているため現行の体系を踏襲します。（P6 棒グラフ参照）

②**基本水量（6m³）**は1人あたりの実績と整合しており、水道水以外の水を使用する方の認定水量も現行のとおり1人あたり6m³を認定水量とします。

3.4 使用料体系の検討方針

使用料体系の検討方針については以下のとおりです。

検討の視点	検討の方向性	考え方	具体的な検討
負担の公平性	負担の公平性を確保した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと ・利用者数の少ない大口利用者にも考慮をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・累進度は現行を維持または小さくする①
経営の安定性	経営環境の変化に対応した使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少に影響を受けにくい使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料を適正な価格とし安定した収入を図る② ・多くの利用者から広く負担をいただき不公平感の少ない使用料体系とする
利用者への配慮	過度な負担にならない使用料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し急激な負担増とならないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を設け小口利用者の負担を抑える③ ・基本水量は現行の水量(6m³)とする(6m³≒16.1m³(R4末口径13, 20mmの水道平均水量)2.7人(平均世帯人数)) ・水量区分を複数設定した現行の体系を維持し、多様な水量区分に対応した体系とする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・小口使用者に考慮した使用料体系とする 	

【具体的な検討による各利用者への影響】

具体的な検討	小口利用者	大口利用者
累進度は現行を維持または小さくする①	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する水量が少量であるため、<u>累進度の影響は受けにくく比較的lowな使用料となる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する水量が大量であるため、累進度の影響を受け使用料が高くなるが、累進度を抑えることで影響が軽減される
基本使用料を適正な価格とし安定した収入を図る②	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者は平等に支払う ・支払う使用料に対し基本使用料の割合が大きく、<u>影響を感じやすい</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者は平等に支払う ・支払う使用料に対し基本使用料の割合は比較的小さく影響を感じにくい
基本水量を設け小口利用者の負担を抑える③	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用料に6m³分の水量が含まれているため、<u>使用料が比較的lowとなる</u> ・節水意識の妨げとなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払う使用料は従量使用量と累進度の影響を大きく受けるため、<u>基本水量設定の影響を感じにくい</u>

4. 使用料体系の見直し

設定原則及び第3回審議会を踏まえた、次の2案（基本使用料1案×従量使用料2案）により検討を行います。

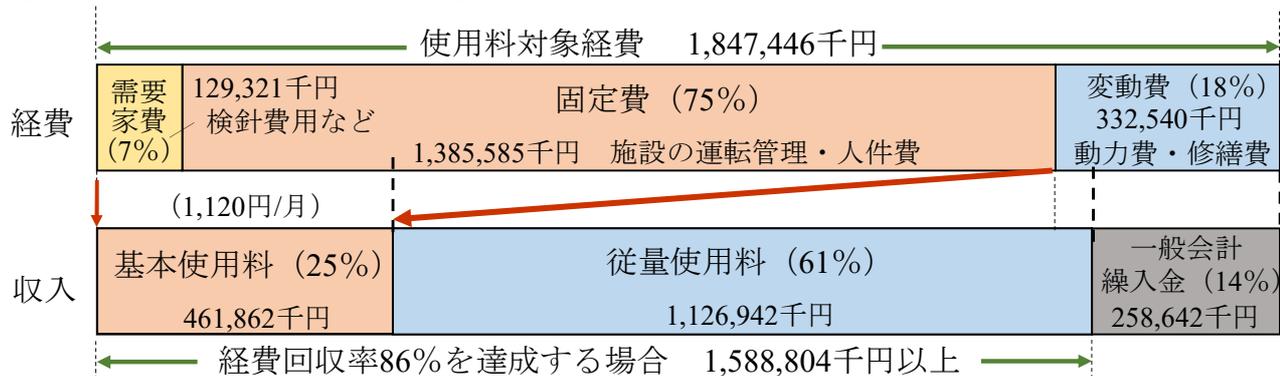
第3回審議会では基本使用料案の2案のうち、「施設の利用状況に基づき設定①」ではアップ率が54%と高く、小口使用者への影響が大きいとのご意見がありました。そのため、基本使用料は小口使用者の負担が少ない「**現行の基本使用料の割合に基づく設定②**」案を提案いたします。

■基本使用料と従量使用料の概要（説明）

基本使用料	現行の基本使用料の割合に基づく設定②
概要	現行の <u>基本使用料の割合である25%</u> を採用 ・使用料対象経費1,847,446千円×0.25÷R7調定件数
基本使用料	1,232円(税込) (+290円：現行比較) アップ率31% 1,120円(税抜) (+264円：現行比較)

従量使用料	50m ³ を境に現行の負担割合により算定A	現行の従量使用料により算定B
概要	一般家庭からの排水を50m ³ までとみなし、 <u>50m³を境に現行の収入の割合により経費を配賦する単価</u> 【説明】 現行の使用料の50m ³ 以下と51m ³ 以上の割合が概ね75%：25%のため、使用料対象経費の概ね75%を50m ³ 以下の使用料で賄い、概ね25%を51m ³ 以上の使用料で賄う単価とした。	現行の従量使用料に <u>均等にアップ率</u> を乗じた単価 【説明】 経費回収率86%を達成するには従量使用料を約14%引き上げる必要があります。このため、現行の従量使用料に均等に14%のアップ率を適用します。

【使用料体系の見直しイメージ】



4.1 使用料体系案

再検討した使用料体系案は以下のとおりです。

基本使用料の影響を受けやすい小口使用者の負担を軽減するため、**基本使用料を抑える検討**を行いました。また、本市では、300m³以上使用する大口使用者が限られており、累進度を上げることは特定の使用者に大きな負担となるため、**累進度は現行と同値または低い値となるよう検討**しました。

「②-A案」では、50m³を境に現行の収入の割合により経費を配賦しているため、「②-B案」と比較して50m³以下の従量使用料単価の方が高くなり、51m³以上の単価は低価になっています。

「②-B案」では、均等に従量使用料単価を適正化しているため、「②-A案」と比較して50m³以下の単価は低価になりますが、51m³以上の単価は高くなります。

なお、使用料体系案は、基本使用料の割合を決定後、従量使用料への配賦を検討しているため、基本使用料と従量使用料の単価のアップ率にばらつきが生じることになります。

■使用料体系案

(税込)

使用料体系案②		現行	②-A			②-B			B-A
			使用料	差額	アップ率	使用料	差額	アップ率	
基本 使用料	使用料(円/6m ³)	942	1,232.0	290	31%	1,232.0	290	31%	0
	基本単価(円/m ³)	157	205.3	48	31%	205.3	48	31%	0
従量 使用料 (円/m ³)	7 ~ 10	167	193.6	27	16%	190.3	23	14%	△3
	11 ~ 20	178	206.8	29	16%	203.5	26	14%	△3
	21 ~ 30	188	217.8	30	16%	214.5	27	14%	△3
	31 ~ 50	209	242.0	33	16%	238.7	30	14%	△3
	51 ~ 100	231	250.8	20	9%	264.0	33	14%	13
	101 ~ 300	251	271.7	21	8%	286.0	35	14%	14
	301 ~	272	294.8	23	8%	310.2	38	14%	15
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.44			1.51			
	最大超過/最小超過	1.63	1.52			1.63			

- ・ 「②-A案」、「②-B案」とも基本使用料は、同額です。
- ・ 使用料対象経費のうち汚水量の多寡に関わらず発生する需要家費と固定費は全体の82%を占めており、全額を基本使用料で賄うと基本使用料が著しく高額となるため、使用料対象経費のうち25%を基本使用料で賄うこととしました。なお、25%を基本使用料で賄うためには、現行942円から31%のアップ率となります。
- ・ 累進度は、「②-B案」が大きいいため、大口使用者の負担が大きくなり、小口使用者の負担は小さくなります。

4.2 比較検討

水量区分ごとの比較検討では、現行と使用料体系案2つとの比較を行い、その比較内容及び検討方針の対応結果を示します。

使用料体系案の比較（1ヶ月あたり） （単位：円）

水量 (m ³)	現行	②-A			②-B			比較 B'-A'
	使用料	使用料	現行との 差額	アップ 率	使用料	現行との 差額	アップ 率	
6	942	1,232	290	31%	1,232	290	31%	0
10	1,610	2,006	396	25%	1,993	383	24%	△ 13
18	3,034	3,661	627	21%	3,621	587	19%	△ 40
20	3,390	4,074	684	20%	4,028	638	19%	△ 46
30	5,270	6,252	982	19%	6,173	903	17%	△ 79
50	9,450	11,092	1,642	17%	10,947	1,497	16%	△ 145
100	21,000	23,632	2,632	13%	24,147	3,147	15%	515
300	71,200	77,972	6,772	10%	81,347	10,147	14%	3,375
1000	261,600	284,332	22,732	9%	298,487	36,887	14%	14,155

※税込み

1 水量区分の比較内容

- (1) 基本使用料の比較 6m³までの基本使用料は同額のため差異はありません。
- (2) 10m³から50m³（一般家庭等の使用者が多い水量区分）⇒「② -B案」が低価
- (3) 100m³以上 ⇒「② -A案」が低価

2 検討方針の対応結果

検討の 視点	検討の方向性	考え方	具体的な検討	
負担の 公平性	負担の公平性を 確保した使用料 とする	<ul style="list-style-type: none"> ・特定のものに対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと ・使用者数の少ない大口使用者にも考慮をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・累進度は現行を維持または小さくする① 	⇒ 適 (A・B)
経営の 安定性	経営環境の変化 に対応した使用 料とする	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少に影響を受けにくい使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本使用'した収入を図る② ・多くの使用者から広く負担をいただき不公平感の少ない使用料体系とする 	⇒ 適 (A・B)
使用者 への配 慮	過度な負担にな らない使用料と する	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者に対し急激な負担増とならないようにする ・小口使用者に考慮した使用料体系とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量を設け小口使用者の負担を抑える③ ・基本水量は現行の水量(6m³)とする ・水量区分を複数設定した現行の体系を維持し、多様な水量区分に対応した体系とする。 	⇒ 適 (B)

4.3 使用料体系案（まとめ）

使用料体系案2案（**② -A案、② -B案**）のうち、検討方針により適合する「**② -B案**」を使用料体系案として提案いたします。

5 使用料適正化案（まとめ）

下水道使用料のあり方検討につきましては、本市の下水道事業の現状（施設の概要、経営状況、将来の事業環境）を踏まえ、下水道使用料の適正化の必要性を確認し検討してまいりました。

下水道使用料の適正化を検討するうえで、下水道使用料対象経費及び適正化案の比較検討を行ってまいりました。

そして第2回から審議してまいりました適正化案について、下記のとおりまとめましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

記

1 下水道使用料算定期間について

令和7年度から11年度までの5年間を算定期間とする。

2 下水道使用料対象経費について

「維持管理費」のみを対象とする。（資本費は対象外とする。）

3 経費回収率について

「経費回収率 86%」と設定する。

4 適正化率について

「平均適正化率 18.7%」 ※経費回収率から算定

5 下水道使用料体系について

現行と同じ二部使用料制（「基本使用料」＋「従量使用料」）とし、使用料体系（「②-B案」）を採用する。

■ 下水道使用料案

使用料体系案②		現行 (税込)	使用料 (案)		差額	アップ率
			税込	税抜		
基本 使用料	使用料(円/6m ³)	942	1,232.0	1,120	290	31%
	基本単価(円/m ³)	157.0	205.3	186.7	48	31%
従量 使用料 (円/m ³)	7 ~ 10	167	190.3	173	23	14%
	11 ~ 20	178	203.5	185	26	14%
	21 ~ 30	188	214.5	195	27	14%
	31 ~ 50	209	238.7	217	30	14%
	51 ~ 100	231	264.0	240	33	14%
	101 ~ 300	251	286.0	260	35	14%
	301 ~	272	310.2	282	38	14%
累進度	最大超過/基本単価	1.73	1.51			
	最大超過/最小超過	1.63	1.63			

MEMO